加入・移換にあたっての確認事項

令和8年12月1日現在
国民年金基金連合会作成

加入・移換をご検討されるみなさまへ
必ず、以下をお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入・移換の手続きを行ってください。
『詳細は国民年金基金連合会（以下「連合会」）のHP（URL　https://www.ideco-koushiki.jp/ ）をご覧ください。』

1. iDeCoの特徴

加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用。原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度です。



iDeCo 3つの税制メリット

❶ **掛金が全額所得控除されます（所得税・住民税が軽減されます）**
例えば、毎月２万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間４万８千円の節税効果となります。

❷ **運用益も非課税で再投資されます**
通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。
※ 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。

❸ **受け取る時も税制優遇措置があります**
一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」という控除が受けられます。

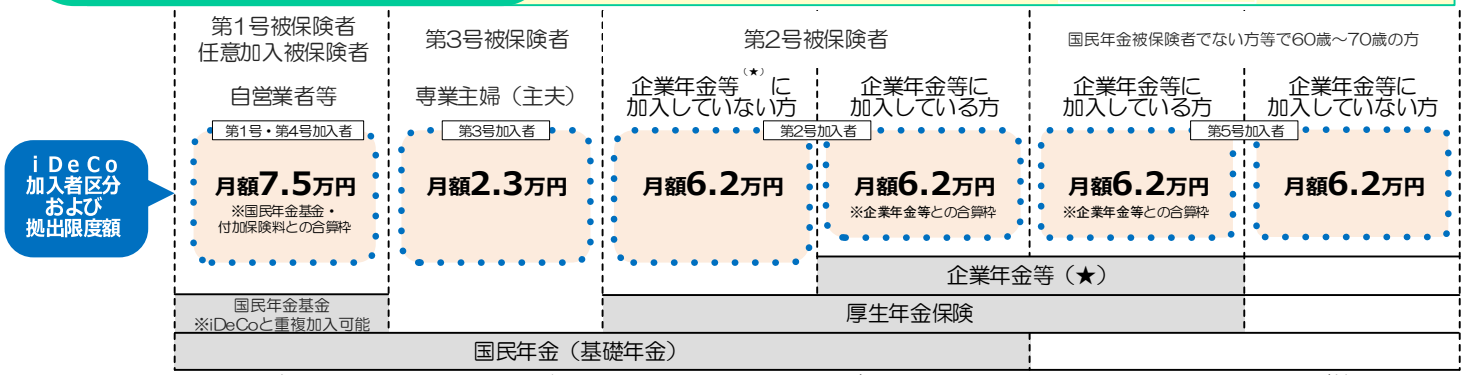
中途での解約・引き出しは、原則、できません。また、**借り入れの担保とすることもできません。**
ただし、以下①～⑦の要件をすべて満たす場合に限り、脱退一時金を受給してiDeCoから脱退することができます。

① 60歳未満であること
② 企業型確定拠出年金の加入者でないこと
③ iDeCoに加入できない者(注)であること
④ 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
⑤ 企業型確定拠出年金およびiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が1ヶ月以上5年以下、または個人別管理資産額が25万円以下であること
⑥ 障害給付金の受給権者でないこと
⑦ 最後に企業型確定拠出年金加入者またはiDeCo加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

(注)iDeCoに加入できない者とは…
①国民年金保険料免除者　②日本国籍を有しない海外居住者
③確定給付企業年金等の他制度の加入者（企業型確定拠出年金の加入者を除く）で月額6.2万円から確定給付企業年金等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低拠出額（5千円）を下回る方

2. iDeCoの拠出限度額

iDeCoの掛金には、加入者ご本人の状況に応じた「拠出限度額」があります（下図の点線囲みの部分）。【下図は概要図】



・iDeCoの掛金は原則、毎月定額(5千円以上千円単位)の掛金を拠出していただきます(企業年金等に加入している方および第5号加入者以外の方は、年1回以上、任意に決めた月に年間の拠出限度の範囲内で、まとめて掛金を拠出していただくことも可能です)。

★　企業年金等について

・「企業年金等」とは、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、存続厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度をいいます。
・第2号加入者および第5号加入者のうち、企業年金等に加入している方は、iDeCo掛金、企業型確定拠出年金の事業主掛金と確定給付企業年金等の他制度掛金を合算し、6.2万円を超えることはできません（新規に加入をご希望の方で上限額を超過する場合は、加入不該当となります。すでにご加入中の場合は、iDeCo掛金が自動減額または一時停止となります）。
・企業型確定拠出年金の掛金が月別指定(年単位)拠出である場合、あるいはマッチング拠出を利用している場合は、iDeCoに加入することはできません。

裏面に続く

3. 運営管理機関

iDeCoの年金資産を運用する加入者等に、運用商品を提示している会社が運営管理機関（以下「運管」という）です。

iDeCoの実施主体は連合会ですが、加入者等(注)からの**届出書類の請求先・提出先、様々な照会の窓口等の対応は運管が行います。**なお、届出書類の授受等を第三者に委託している場合がありますので、運管にお問い合わせください。

（注）掛金を拠出している方を「加入者」、掛金は拠出せず、これまでの積立金の運用のみを行っている方を「運用指図者」、両者をあわせて「加入者等」といいます。

4. 手数料

iDeCoの手数料は加入者等が負担します。なお、年金受給者の受給期間中の手数料は、運用指図者の扱いです。

手数料の額は下表のとおりですが、**金額や徴収方法は運管によって異なります**ので、詳細については、運管にお問い合わせください。

加入者等が負担する手数料（単位：円（消費税込））		加入者		運用指図者	
		加入・移換時の一時的な手数料	1カ月あたりの手数料	加入・移換時の一時的な手数料	1カ月あたりの手数料
手数料徴収元（注1）	A 連合会	2,829	120	2,829	-
	B 運管	①	②	③	④
	C 信託銀行（注2）	-	②′	-	④′
D 手数料総額（A+B+C）		**2,829+①**	**120+②+②′**	**2,829+③**	**④+④′**

（注1）運管の資料等では、下記のように表示している場合があります。
「信託銀行」を「事務委託先金融機関」と表示、BとCの手数料を合算して、一本で表示。

（注2）年金資産を管理する「信託銀行」は、運管があらかじめ指定していますので、加入者等が指定することはできません。

5. 加入者資格の喪失

資格喪失後の手続きについては、運管にお問い合わせください。

加入者は、下記の資格喪失理由（1）～（11）のいずれかに該当した場合、**加入者の資格を喪失し、掛金の拠出ができなくなります。**

（1）死亡したとき
（2）国民年金の被保険者でなくなったとき（第5号加入者を除く）
（3）連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となったとき
（4）保険料免除制度等により国民年金の保険料の全額または一部の額の納付を要しないものとされたとき
（5）農業者年金の被保険者になったとき
（6）iDeCoの老齢給付金を受ける権利の裁定を受けたとき（iDeCoの老齢給付金を請求するとき）
（7）老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けたとき（老齢基礎年金を繰上げ請求または遡って受給した場合を含む）
（8）企業型確定拠出年金でマッチング拠出を選択したとき
（9）企業型確定拠出年金の事業主掛金が月別指定(年単位)拠出となったとき
（10）期間内に移換の申出がなかったとき（DB等の年金資産をiDeCoに移換する第5号加入者）
（11）第5号加入者が70歳に達したとき

6. 給付

受給手続きを行う窓口は、運管によって異なりますので、詳細については、運管にお問い合わせください。

（1）老齢給付金

① **通算加入者等期間（注）が10年以上の方は60歳から受給できますが、10年未満の場合は、通算加入者等期間によって、受給できる年齢は異なります（表1参照）。通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。**

② 受給時期を選択することができます。
受給時期を延期し、75歳まで非課税の運用を継続することができます（75歳までに受給の請求をしていただく必要があります。請求されなかった場合には、法務局に供託されます）。

（注）確定拠出年金（企業型またはiDeCo）の「加入者等」であった期間（60歳未満の期間に限る）のこと。また、「退職一時金」や「企業年金（※）」を確定拠出年金に移行している場合、当該制度に加入していた期間も含みます。

※企業年金とは、「(存続)厚生年金基金」、「確定給付企業年金」、「石炭鉱業年金基金」および「適格退職年金」をいいます。

（2）障害給付金
一定の障害の程度に該当する場合、障害給付金を受給することができます。
なお、受給要件等の詳細については、運管にお問い合わせください。

（3）死亡一時金
加入者等が死亡した場合、死亡一時金が支給されます（表2参照）。
死亡一時金の受取人は、一定の範囲内で事前にご指定いただくことが可能です。
受取人を指定されたい方は、運管にお問い合わせください。
なお、**受取人の指定がない場合の受取順位は、民法で定める相続の順位とは異なります。**

（4）障害および老齢給付金の受給方法
①「年金」以外の受給方法は、運管によって異なります（表3参照）。
詳細については、運管にお問い合わせください。
② 受給の際の給付手数料の金額や徴収方法は、運管によって異なります（「年金」受給者の場合、受給の都度徴収される場合があります）。

表1．通算加入者等期間に応じた受給可能な年齢

8年以上	61歳から受給可能
6年以上	62歳から受給可能
4年以上	63歳から受給可能
2年以上	64歳から受給可能
1月以上	65歳から受給可能

表2．死亡一時金の支給対象者

受取人指定	支給対象者
あり	指定されている人に支給
なし	個人型年金規約にしたがい支給

表3．給付金の受給方法

	年金	一時金	年金と一時金の併用
老齢給付金	◎	○	○
障害給付金	◎	○	○
死亡一時金	×	◎	×

◎可能　×不可能
○運管が設定している場合、可能